

平成25年（厚）第898号

平成26年4月28日裁決

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対してした後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、障害厚生年金の支給を停止した処分の取消しを求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、網脈絡膜萎縮（以下「当該傷病」という。）による障害の状態が、厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）施行令（以下「厚年令」という。）別表第1に掲げる3級14号の程度に該当するとして、障害等級3級の障害厚生年金の支給を受けていた。
- 2 厚生労働大臣は、厚年法施行規則第51条の4第1項の規定による障害の現状に関する診断書として提出されたa病院b科・A医師（以下「A医師」という。）作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同日付診断書（以下「現状診断書」という。）を診査した結果、請求人の当該傷病による障害の状態は、厚年令別表第1に掲げる障害等級3級の程度に該当しなくなったとして、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、同年〇月から障害厚生年金の支給を停止する旨の処分（以下「原処分」という。）をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 障害厚生年金は、受給権者が厚年令別表第1に掲げる程度（障害等級3級）以上の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間、そ

の支給を停止されることとなっている。

- 2 本件の問題点は、現状診断書提出当時における請求人の当該傷病による障害の状態（以下、これを「本件障害の状態」という。）が、厚年令別表第1に掲げる程度以上に該当しないと認められるかどうかである。

第4 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 上記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。
 - (1) 厚年令別表第1は、障害等級3級の障害厚生年金が支給される障害の状態を定めているが、請求人の当該傷病にかかわると認められるものとしては、「両眼の視力が0.1以下に減じたもの」（1号）、「身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」（12号）及び「傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの」（14号）が掲げられている。そうして、前記14号に当たる障害は、厚年令別表第2（障害手当て）に該当する程度の障害について、原因となった傷病が治っていないことを条件に3級として取り扱うものであるところ、同別表第2には、「両眼の視力が0.6以下に減じたもの」（1号）、「1眼の視力が0.1以下に減じたもの」（2号）及び「身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」（21号）が掲げられている。

そして、厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」

という。)が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えるところである。

認定基準の第1「一般的事項」によれば、「傷病が治った場合」とは、器質的欠損若しくは変形又は機能障害を残している場合は、医学的に傷病が治ったとき、又は、その症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った場合をいうとされている。

(2) 認定基準の第3第1章第1節／眼の障害によれば、眼の障害は、視力障害、視野障害、調節機能障害及び輻輳機能障害又はまぶたの欠損障害に区分するとされているところ、視力障害については、屈折異常のあるものについては、矯正視力を測定し、これにより認定し、眼内レンズを挿入したものについては、挿入後の矯正視力を測定し、これにより認定するとされ、両眼の視力は、両眼視によって累加された視力ではなく、それぞれの視力を別々に測定した数値であり、両眼の視力の和とはそれぞれの測定値を合算したものをいうとされている。また、視力が0.01に満たないもののうち、明暗弁のもの又は手動弁のものは視力0として計算し、指数弁のものは0.01として計算するとされている。

(3) 上記1で認定した事実によれば、本件障害の状態は、視力について、右眼は、裸眼で10cm/CF(手動弁)、矯正視力の記載がないものの、それは視力0と認められ、左眼は、裸眼視力0.15、矯正視力で0.2とされているのであるから、このような状態は、厚年令別表第1所掲の「両眼の視力が0.1以下に減じたもの」に該当せず、それは認定基準上の併合判定参考表の8号のうちの「一眼の視力が0.02以下に減じたもの」に相当する程度と認められるところ、それは、「傷病が

治ったもの」は障害手当金に、「傷病が治らないもの」は3級に該当するとされている。

そして、当該傷病が治ったかどうかについてみると、本件記録によれば、平成○年○月○日の初診日から10年以上を経過し、最近一年間の治療の内容、期間、経過等として、「所見改善なく経過観察」とされているものの、現状診断書の予後欄には「悪化の可能性あり。」と記載されている。そうして、当審査会委員長の照会に対するA医師作成の平成○年○月○日付「社会保険審査会委員長に対する回答書」によれば、請求人の視野検査は、6か月に1回程度の頻度で定期的に行われており、視野障害は徐々に悪化しているとされ、平成○年○月の視野では、右眼は視標I/4がみえておらず、左眼に関しては、10度～20度の右下の視野がみえる程度あったものが、平成○年○月の視野では、右眼は下方に軽度認められるが、視標I/4はみえてなく、左眼は中心10度以内に視標I/4が狭くなっていると回答し、平成○年○月○日及び平成○年○月○日に施行した視野検査結果を添付している。それら視野検査結果によれば、現状診断書現症日である平成○年○月○日当時には視野検査がなされていないものの、請求人の視野障害の程度は、現状診断書現症日の6か月前に比較して、その1年3か月後には著しく悪化していることが認められることから、現状診断書現症日当時における請求人の障害の状態は、症状が進行中であり、傷病が治っていないと認めるのが相当である。そうすると、本件障害の状態は、傷病が治らないものであるとして、それは厚年令別表第1所掲の3級14号に該当する。

(4) よって、原処分は相当ではなく、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。